

# 徳島県生活学校連絡会会則

- 第1条 この会は、「徳島県生活学校連絡会」といい事務所は「とくしま県民活動プラザ」内におく。
- 第2条 この会は、徳島県における生活学校相互の連絡をはかるとともに活力のある郷土づくりを推進することを目的とする。
- 第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 生活学校共通課題の研究と交流学习
  2. 生活学校運動に関する研究会の出席と視察
  3. 生活学校運動推進のための広報活動
  4. その他必要と認められる事業
- 第4条 この会は、生活学校主体メンバーの代表者およびその関係者をもって組織する。
- 第5条 この会の役員は、つぎのとおりとする。  
会長1名 副会長若干名 監事若干名 は役員会で選出し、総会で承認を求める。  
会長はこの会を代表し、会務を総括する。  
副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。  
監事は会計を監査する。  
役員任期は、2年とし再任を妨げない。
- 第6条 総会は、毎年1回開催し会長が招集し次の事項を審議する。
1. 会則の改廃
  2. 事業の計画
  3. 予算及び決算
  4. 役員を選任
  5. その他必要な事項
- 会議に付議された案件は、出席者の過半数の賛成により決定する。
- 第7条 この会に、顧問・参与若干名をおくことができる。
- 第8条 この会の経費は、各生活学校よりの拠出と有志の寄付金などによる。  
会計年度は、毎年4月1日にはじまり翌年の3月31日に終わる。
- 第9条 この会の業務を処理するために事務局若干名をおき、会長はこれを委嘱する。

## 付 則

- この規則は昭和44年1月13日より施行する。  
この規則は昭和46年11月29日より施行する。  
この規則は昭和49年3月7日より施行する。  
この規則は昭和57年5月10日より施行する。  
この規則は昭和63年7月19日より施行する。  
この規則は平成6年6月24日より施行する。  
この規則は平成8年7月9日より施行する。  
この規則は平成14年6月20日より施行する。